

一方的休日出勤反対！ シリーズ②

## 年間休日120日は**目安** 冗談じゃない！

基本協約第46条には年間休日（特休、公休）120日と謳われています。つまり、組合員（社員）は年間120日の**休日を取る権利**があります。また、そのための**ルールが協約として定められている**のです。

しかし！

会社はこんなことを言った！

### 「**年間休日120日は目安だ！**」

（11月16日、新幹線乗務員の休日勤務指定に関する業務委員会にて）

協約のどこに「目安」と書いてあるのか！

120日の休日は権利だ！

協約の恣意的解釈はやめろ！

全社員の皆さん、こんなことが許せますか？

J R 東海労は闘います！